

SEINENHOKORITSUKA

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№504
2013・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 総選挙後の改憲動向と青法協の課題.....塚田哲之
- 寄稿** 駅前での表現活動と民主主義.....成澤孝人
- 福島原発事故の元凶 「安全神話」について.....伊東達也
- 日野自動車 被災者切り.....石島 淳
—被災者を切り捨てて残るものは？
- 歴史に残る大事件には常に青法協の姿あり.....徳田隆裕
—気持ちを新たにした北陸支部創立50周年記念レセプション
- 業務委託労働の現場で団交ルール確立！.....和泉貴士
—八王子市学校施設開放員事件



東京・六義園

総選挙後の改憲動向と 青法協の課題

のりゆき
兵庫県 塚田 哲之 (神戸学院大学)

1 総選挙の結果をどうみるか

昨二〇二二年二月一六日施行の衆議院議員総選挙は、自民党が二九四議席、公明党が三二議席の計三二五議席を獲得し、法律案の再議決(憲法五九条二項)だけでなく憲法改正の発議(九六条一項)すら可能となる三分の二を確保する結果となった。これを受け、二月二六日招集の臨時国会で筋金入りの改憲論者・安倍晋三自民党総裁が内閣総理大臣に指名され、自公連立による第二次安倍内閣が発足した。

しかし、すでに指摘されているように、この選挙結果をもって安倍政権が国民の信任を得たとはいえない。第一に、比例区での自民党得票率は二七・六二パーセントであり(前回二〇〇九年総選挙では二六・七三パーセント)、一・八三パーセントの公明党と合わせても三九・四五パーセントにすぎない。それでも自民党が圧勝したのは、小選挙区で四三・〇一パーセントの得票率(前回は三八・六八パーセント)にもかかわらず、定数三〇〇のうち三三七議席(七九パーセント)を獲得したことによる。従来から青法協も強く批判してきた小選挙区制による得票率と議席率の乖離・民意の歪曲はますます深刻である。第二に、今回の投票率は史上最低の五九・三二パーセント(前回は六九・二八パーセント)であり、自民党は比例区で

有権者の二五・九九パーセントの支持しか獲得していない。第三に、総選挙直前にあわただしく結成された「第三極」を含む二党が乱立した結果、民主党政権への批判票が分散し(比例区での民主党得票率は二六・四一パーセント減)、漁夫の利よろしく相対的に自民党が浮上したのであり、自民党の政策が積極的に支持されたわけではない。

さらに重大なことに、現行選挙制度には「一票の較差」問題もある。とりわけ、最大較差二対二・三〇四であった前回総選挙につき、最大判二〇一一年三月三〇日民集六五巻二七五頁は一人別枠方式の合理性を否定して違憲状態と判断しており(違憲判断にまでは至っていない)、較差是正のための抜本改正が求められていた。しかし、比例定数削減の扱いとも関わって是正は遅々として進まず、野田首相が解散を宣言した二〇一二年一月二四日の党首討論を受けて、ようやく解散当日の二六日に「増五減」と一人別枠方式廃止が成立した。しかも、この中途半端かつまともな審議も欠く改正すら反映されないまま今回の総選挙は施行され、最大較差は二対一・四三に拡大した。さつそくすべての高裁・高裁支部に選挙無効訴訟が提起されており(本紙五〇三号の濱嶋会員の論稿参照)、最高裁も今度は違憲判断に踏み切る可能性もある。ともあれ、今回の総選挙結果は、憲法上重大な疑義がある選挙制度から生み出された

ものであり、安倍政権の政治運営にも正統性の疑義が付きまわっている。

2 改憲をめぐる現況

一方、衆院の三分の二を確保したとはいえ、参議院との「ねじれ」状態は解消されておらず、法律案再議決・改憲発議にもなお政治的ハードルは高い。安倍政権も、今年の参院選までは「デフレ脱却」のため「アベノミクス」なる経済政策を前面に出した「安全運転」を演出しつつ、教育等個別課題では「安倍カラー」をにじませているが、「アベノミクス」においても社会保障削減・消費増税という新自由主義路線自体は放棄されておらず、「デフレ脱却」にしても消費増税の前提としての意味があることは見逃せない(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則一八条参照)。こうした改憲派の国家構想にも留意しつつ、現在の改憲動向を概観しよう。

いうまでもなく改憲の「本丸」は九条にあり、その目標は集団的自衛権行使の解禁、とりわけ海外での武力行使を含む米軍との共同行動を可能とする点にある。その手法として、以下の三つが並行的に提起されている。

まず、集団的自衛権行使を違憲とする政府憲法解釈の変更については、第二次安倍内閣発足後

早々、第二次安倍内閣時に設置された安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会報告書(二〇〇八年六月)が示した四類型(公海上での米軍艦船防護、アメリカに向かう弾道ミサイル迎撃、PKO参加の他国軍隊の駆けつけ警護、他国軍隊の後方支援)をもとに再検討するとされた。次に、立法によるものとして、自民党・国家安全保障基本法案(二〇一二年七月四日)が集団的自衛権行使の全面解禁、国連が行う安全保障措置への制約なき参加を打ち出し、総選挙時の政権公約にも基本法制定が掲げられた(維新も同様)。

そして、自民党の日本国憲法改正草案(二〇一二年四月二七日)は、自衛権発動の承認、国防軍設置、緊急事態条項のみならず各種人権制限規定、天皇元首化、国旗国歌条項、家族の相互扶助等復古的色彩も濃厚である。こうした復古的規定は、維新に合流した旧たちあがれ日本系と共鳴し、改憲論議の軸を右にずらす一方、新自由主義改革がもたらした諸問題に対処し、社会の再統合の手段として位置づけられている可能性がある。

これら三つの手法のうち、当面は解釈変更・法整備が優先されるだろう。二〇一二年八月の第三次アミーテージ・レポートが露骨に語るように、集団的自衛権行使を求めるアメリカからの圧力は切迫しており、来年夏を目標とするガイドライン見直しにも着手されている。これに連動して、二

〇一〇年末に民主党政権下で策定され、「動的防衛力」の整備を打ち出した防衛計画大綱見直し・中期防衛力整備計画廃止の閣議決定、二〇一三年度予算案で一年ぶりの防衛費増額(四〇〇億円)などの動きもあるし、アルジェリア人質事件を奇貨とした海外での邦人救出時の武器使用基準緩和ももくろまれていた。こうして実態を先行させ、それに対応する解釈変更・法整備を進めつつ、総仕上げとして明文改憲が展望されている。もちろん、これらの手法はそれぞれに困難を抱えている。ともかくも法解釈として積み上げられてきた従来の政府解釈の変更には、内閣法制局を含め相対的抵抗が予想されるし、解釈変更と法整備との整合性も問題となる。さらに、自民草案がそのまま改憲発議の内容となることはありえず、合意形成のためには相当の妥協が必要となるだろう。

他方、現在の明文改憲論における特徴は、憲法改正手続を定める九六条改正の先行論が前面に出つつあることである。具体的には、自民草案と維新が、国会による発議要件を衆参両院の総議員の三分の二から過半数へと緩和することを提起している(みんなの党も同様)。もちろん、こうした憲法の硬性の緩和自体強く批判されるべきものであるが、実体的な改憲内容についての合意を先送りしつつ、与野党を巻き込んで改憲すら可能とする「決められる政治」を整備し、新自由主義改革への

障害を取り除くねらいがある。これを露骨に示すのが、首相公選制、参院廃止など統治機構改革実現のために九六条改憲の先行を語る維新である。もつとも、九六条改正のためにも同条の要件を満たさねばならず、改憲派にとつても容易な課題ではない。それだけに、憲法審査会などの動向を注視し、改憲派の結集を許さない取り組みが求

められている。

3 青法協の課題

改憲動向が今後どう推移するかは、政党配置の状況とも相まってなお不分明である。しかし、青法協にとつて重要なのは、こうした改憲をめぐる全体状況は、震災復興・原発、普天間移設、オス

プレイ配備等々全国各地で会員が取り組む課題とも連動していることを意識しつつ、あくまで日本国憲法の理念にこだわって法律家としての役割を果たし続けることであろう。そうした取り組みの積み重ねこそが、明文改憲はもちろん、解釈や立法による憲法の実質的破壊を食い止め、憲法理念の実現へと向かう力となるはずである。

寄稿

駅前での表現活動と民主主義

信州大学 なりさわ
成澤 たかと
孝人

はじめに

二〇二二年二月九日、阪南大学の地下真樹准教授を含む三名が、同年一月一七日に大阪駅前頭でおこなった大阪市の瓦礫受入れに反対するデモ活動を理由に、令状逮捕されるといふ事件が起きた。

現職の大学教員がデモ活動を理由に逮捕され、

自宅および研究室を家宅捜索され、勾留されるといふ事態は、わたしにはとても他人ごとだと思えず、思いを同じくする石崎学龍谷大学教授らとともに、憲法学者の声明を発表した。支援の輪が広がったこともあって、下地氏は、二月二十七日処分保留で釈放されたが、三名のうち一名（H氏）が威力業務妨害罪で起訴された。

以下において、事件を紹介しつつ、それが孕む

問題について考えてみたい。

1 被疑事実の変遷？

本件の特徴は、警察が何を問題としているのかがはっきりしなかったことである。

インターネット上の事件の最初の報道（産経）は、下地氏が「デモ行進をJR大阪駅構内で無断で行い、駅側の警告に応じなかった」「ハンドマイ

クを手を演説をしながら約四〇人の参加者を先導。構内を約二五〇メートルにわたりに行進した「約一時間半にわたり」「シユプレヒコールを上げながら練り歩いたり、ビラを配布したりして駅側の業務を妨害した」というものである。^{【一】}これをみると、「無許可のデモ行進」という特徴が前面に押し出されている。

しかし、明らかにになっている事実は、上とまったく異なるものである。下地氏は駅頭と隣接している公道において、およそ二時間、ハンドマイクを用いて瓦礫問題について訴えていた。集合した四〇人ほどの市民の中に、プラカードを掲示したり、ビラの配布をした人がいて、それらの行為に対し、駅員から制止があったのは事実のようだ。彼らは表現活動を終えると、大阪市役所に向かうためコンコースを通過した。問題の「無許可のデモ行進」は、このコンコース通過行為である。^{【二】}

下地氏の逮捕理由は、鉄道営業法違反、不退去罪、威力業務妨害罪である。当初の報道から推測するに、警察は、公道での演説+ビラ配り+移動を一体のものと捉え、「無許可のデモ行進」として、不退去罪、威力業務妨害罪が成立すると考えたのだと思われる。確かに、鉄道営業法によると、駅員は「鉄道地」でのビラ配りや演説を制止し、退去を求めることができるのであり(三五条、四二条)、したがって、コンコース内に立ち入ることを

拒絶することもできるのであって、その要請に従わず、「デモ行進」をおこなった下地氏らは、不退去罪または威力業務妨害罪にあたる。こういうストーリーだったのだと思われる。

しかし、たとえ上のストーリーが成立するとしても、さすがに令状逮捕するからには、下地氏に対する直接の退去要請くらいはあったのではないかとわたしは思っていた。しかし、驚くべきことに、彼にかけられた嫌疑は、一連の「違法行為」を黙ってみていたこと(黙示の同意)であった。つまり、逮捕の根拠は、「無許可のデモ行進」の共犯であるという理由しかないのである。もし、この論理が成立するならば、犯罪嫌疑は、当日の活動に参加した人全員にあてはまる。

さらにわたしを驚かせたのは、H氏の公訴事実である。彼の威力業務妨害罪容疑は、JR職員がビラ配布、プラカード掲示を抑しようとしたことに対する抗議行動に対してであって、「無許可のデモ行進」ではないのである。

三名の令状逮捕から一名の起訴に至る過程の「事実」の変遷は、今回の逮捕・起訴が、相当に疑わしいものであることを示している。本件は、彼らの運動を狙い撃ちにした典型的な政治弾圧であるとみなしてよいであろう。

2 民主主義と表現の自由

ところで、なぜ、彼らに権力の矛先が向かったのだろうか。わたしは、本件には、福島第一原発事故以来進行している日本の市民による積極的な政治参加の傾向を押しとどめようとする権力側の力学が働いていると思う。原発事故以来、日本社会は「デモができる社会」へと変化しつつあるのであり、権力側から、その動きを抑制しようとする動きがでてくるのは、ある意味、当然の流れであろう。

しかし、憲法が単なる紙切れでないとするれば、もう少し言わせてもらおうならば、日本社会が民主主義社会として成熟するべきであれば、ここは越さなければならぬハードルであるように思う。被治者の利益のために機能する民主主義社会は、このような権力の恣意的発動を乗り越えることによってしか、現実のものとはならないからである。

本件のキーワードは、「無許可デモ」である。ここで含意されていることは、デモ(ビラ配布、プラカード掲示も含む)を禁ずる権限をJRが有しているということである。最近の最高裁判決からすると、何人も、JRが管理権をもっている場所において、その意図に反して、また、他人の権利を害するような手段で、表現行為をする権利などないといわれそうである。^{【三】}しかし、自衛隊員が住

む官舎や高校の卒業式と駅前での表現行為を、まったく同じものとして議論するわけにはいかないはずである。

それはこういうことである。民主主義が、市民による真剣な討議の結果について市民自身が引き受けるという本来の意味を有するとすれば、それは家の中ではなく、公共空間で実践されなければならない。そして、民主主義の重要な機能が権力の抑制であるとするれば、権力をもたない普通の市民による公共空間における異議申立は、民主主義社会が持続するための必須の要素であるはずである。

市民が異議申立をおこなうには場所が必要である。人びとが集まって意見表明することのでき

る公共的な場所は、所有者や管理者が誰であろうと、表現のための使用が許されなければならない。

駅前はその人の移動の結節点であり、必然的に人が多く集まる。人が民主社会の他のメンバーに対してアピールするには最適な場所である。彼らの手段が穏当である限り、管理者はそれを抑止する権限をもたず、したがって、彼らの行為を犯罪に問うことは最初からできないはずなのである。

おわりに

H氏の裁判では、わたしたちの社会がデモができる自由な社会なのかという根本的なことが問わ

れている。そういう意識をもって、支援をしていきたいと思う。

【*1】http://sankeijournal.com/west/west_affairs/news/121209/waf12120917040015-n1.htm

【*2】当日の様子http://www.mkimpoco.com/diary/2012/osaka_12-10-17.html

【*3】小熊英二「社会を変えるには」(講談社、二〇一〇)。

【*4】立川反戦・ビラ配布事件判決(最一小判平成二〇・四・一一刑集六二巻五号二二七頁)、

板橋高校卒業式事件判決(最一小判平成二三・七・七刑集六五巻五号六一九頁)。

JR大阪駅頭における宣伝活動に対する威力業務妨害罪等の適用に抗議する憲法研究者声明

二〇一二年二月九日、大阪府警警備部などは、同年一〇月一七日のJR大阪駅頭で「震災瓦礫」の受人に反対する宣伝活動(以下、「本件宣伝活動」とする。)を行った下地真樹氏(阪南大学准教授)らを、威力業務妨害罪(刑法二三四条)および不退去罪(刑法一三〇条後段)で逮捕しました。私たちは、日本国憲法の研究者として、本件逮捕は、憲法二二条一項の保障する表現の自由を不当に侵害するものであると考えます。

本件宣伝活動は、ハンドマイク等を用いて、駅頭で、大阪市の瓦礫処理に関す

る自らの政治的見解を通行人に伝えるものであって、憲法上強く保護されるべき表現活動です。また本件宣伝活動が行われた場所が、かりにJR大阪駅構内であったとしても、駅の改札口付近等通行人の妨げになるような場所ではなく、せいぜい同駅の敷地内であるにすぎず、公道との区別も判然としない場所です。このような場所は、伝統的に表現活動の場として用いられてきたパブリック・フォーラムに該当すると考えられ、施設管理者の管理権は、憲法二二条一項の前に、強く制約されるはずで

す。そうであるとする、本件表現活動に対し、威力業務妨害罪や不退去罪を適用することができるとは、当該活動によって相当の害悪が発生している場合でなければなりませんし、たとえそのような解釈をとらないとしても、少なくとも、害悪発生のおそれが実質的に存在することが必要ではありません。本件は、通行する市民に対して、穏健な方法で瓦礫処理に関する自らの政治的主張を訴えかけるもの

であり、このような表現活動から、刑罰に値するだけの相当の害悪が発生し、または、そのような害悪が発生する実質的なおそれが存在しているとは考えにくいと思われる。

また、下地氏らは、本件宣伝活動終了後、大阪市役所に行くために、JR大阪駅の東側のコンコースを通過しました。この行為も、同コンコース内で立ち止まって宣伝活動をするといった態様のものではなく、単に、他の人と同様に、移動のためにコンコースを利用したにとどまります。そもそも同コンコースも、駅構内とはいえ、本件宣伝活動が行われた駅頭と同様に公道とほぼ同視できる場所だと考えます。この移動のためのコンコース利用によって威力業務妨害罪ないし不逞去罪が成立するとは考えられません。

下地氏らが、大阪市の瓦礫処理問題で活発に活動していたことは周知の通りです。政治的問題は、民主主義によって決着がつけられるべきですが、その前提として、表現の自由が十分に保障されなければなりません。前述のとおり、本件行為に表現の自由の保障が及び、その制約を正当化するだけの実質的な理由が存在しないとすれば、本件逮捕は、下地氏らの政治的主張を狙い撃ちにしたのではないかという懸念を感じざるを得ません。

市民の正当な言論活動に対し、刑罰権が恣意的に発動されるならば、一般市民は萎縮し、政治的な活動を差し控えるようになります。そうすると、民主的な議論の結果も歪められることにならざるをえません。表現の自由は、そのような結果を防止するためにこそ存在するのであり、したがって、刑罰権発動には最大限の慎重さが求められるはずです。

以上のように、本件逮捕は、憲法上強く保障された表現の自由を不当に侵害し、市民の表現活動を幅広く規制対象にする結果をもたらし、ひいては自由な意見交換に支えられるべき議会制民主主義の過程を深刻に害するものであって、憲法上許容されないと私たちは考えます。私たちは、大阪府警による下地氏らの逮捕に

強く抗議するとともに、かれらの即時釈放を要求します。

二〇二二年二月一七日

（呼びかけ人）石川裕一郎（聖学院大学）、石崎学（龍谷大学）、岡田健一郎（高知大学）、中川律（宮崎大学）、成澤孝人（信州大学）

（賛同者）愛敬浩二（名古屋大学）、青井未帆（学習院大学）、青木宏治（関東学院大学）、足立英郎（大阪電気通信大学）、飯島滋明（名古屋学院大学）、井口秀作（愛媛大学）、井端正幸（沖縄国際大学）、植木淳（北九州市立大学）、植松健一（立命館大学）、植村勝慶（國學院大学）、内野正幸（中央大学）、浦田一郎（明治大学）、浦田賢治（早稲田大学名誉教授）、榎澤幸広（名古屋学院大学）、遠藤比呂通（弁護士）、遠藤美奈（西南学院大学）、大久保史郎（立命館大学）、大野友也（鹿児島大学）、大藤紀子（獨協大学）、奥田喜道（跡見学園女子大学）、小沢隆一（東京慈恵会医科大学）、押久保倫夫（東海大学）、金澤孝（早稲田大学）、上脇博之（神戸学院大学）、木下智史（関西大学）、君島東彦（立命館大学）、小竹聡（拓殖大学）、小松浩（立命館大学）、齊藤笑美子（茨城大学）、斎藤一久（東京学芸大学）、斉藤小百合（恵泉女学園大学）、阪口正二郎（一橋大学）、笹沼弘志（静岡大学）、佐藤潤一（大阪産業大学）、志田陽子（武蔵野美術大学）、菅原真（名古屋市立大学）、高作正博（関西大学）、高橋利安（広島修道大学）、多田一路（立命館大学）、只野雅人（一橋大学）、玉虫由樹（福岡大学）、塚田哲之（神戸学院大学）、寺川史朗（龍谷大学）、中里見博（徳島大学）、永田秀樹（関西学院大学）、長峯信彦（愛知大学）、永山茂樹（東海大学）、成嶋隆（新潟大学）、丹羽徹（大阪経済法科大学）、福嶋敏明（神戸学院大学）、前原清隆（日本福祉大学）、牧本公明（松山大学）、松原幸恵（山口大学）、水島朝穂（早稲田大学）、三宅裕一郎（三重短期大学）、三輪隆（埼玉大学）、村田尚紀（関西大学）、本秀紀（名古屋大学）、元山健（龍谷大学）、森英樹（名古屋大学名誉教授）、柳井健一（関西学院大学）、山内敏弘（一橋大学名誉教授）、和田進（神戸大学）、渡辺治（一橋大学名誉教授）、渡辺洋（神戸学院大学）

以上、六五名。呼びかけ人と合わせて七〇名。（二〇二二年二月二〇日現在）

福島原発事故の元凶 「安全神話」について

原発事故の完全賠償をさせる会代表 伊東 達也

福島第一原発事故による被害については、去る二月三日、避難区域からの多数の避難者を原告とする、「福島原発避難者訴訟」が提起されている。放射線による健康被害を避けるために避難生活を強いられ、故郷（「ミニミニイ」と称する）と社会生活を破壊されたことに対する責任追及である（本紙No.50「参照」）。この提訴に続き、避難区域に隣接する地域に居住するいわき市民らで組織する「原発事故の完全賠償をさせる会」では、来る二月に、多数の地域住民による集団訴訟を提起する準備をしている。避難を強いられることによる社会生活の破壊は免れても、「低線量被ばく」のリスクによる、さまざまな身体的・社会的・心理的な被害を受けている人々への責任追及である。

この二つの集団訴訟は、原発事故によって生じる「二つの広範な被害」について、責任の所在を明らかにし、損害の賠償を要求するものであり、いわば「車輪の両輪」といふべき意味を持つ。今号では、後者の訴訟を進める会の代表である伊東達也氏に、長年にわたって原発の危険性について調査・研究と発言してきた経歴を踏まえて、原発事故の「元凶」は何であったか、そしてこの訴訟の本質はどこにあるのかを明らかにしていただくことにした。

（編集部）

◆はじめに

国際原子力機関（IAEA）が、米スリーマイル島原発事故（一九七九年）、旧ソ連チェルノブイリ事故（一九八六年）の二つの苛酷事故の教訓をまとめたのは一九八八年であった。「原子力発電所のための基本原則」の勧告である。

この中で、苛酷事故対策と緊急時対策の実施を加盟各国に求めたが、日本はこの国内実施を拒否してきた。そして、一九九二年に原子力安全委員会は、「一九九二年文書」発電用軽水炉型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」を決定するに

至った。

決定は、「シビアアクシデントは工学的には現実起こると考えられないほど、発生の可能性は十分小さいものになっており、原子力施設のリスクは十分低くなっていると判断される」、また「アクシデントマネージメントの整備はこの低いリスクを一層低減するものとして位置づけられる」とし、「当委員会は、原子力設置者において効果的なアクシデントマネージメントを自主的に整備し、万

一の場合にこれを的確に実施できるようにすることは強く推奨されるべきことと考える」とした。

苛酷事故対策を「念のため」程度に位置づけ、苛酷事故対策を国の法規制の対象から外し、電力

会社の「自主的活動」に丸投げしたのである。日本だけは苛酷事故は起こらないという根拠のない「安全神話」を完結させた。これこそ、福島原発事故の元凶であった。

◆日本の原発立地がもつ六重の危険

日本の原発が世界の原発に比べて安全性が高いなどということはありえず、実際は逆で、日本の原発は六重の危険を持っていた。

一つに、技術上の危険として、軽水炉が本質的に苛酷事故を否定できない。二つに、経済上の危険として、原発システムリスクをコスト計上しない。三つに、地質上の危険として、世界で有数な地震国での立地。四つに、地理上の危険として、人口密集地帯への近接、および集中立地。五つに、行政上の危険として、国際基準に則った規制機関の不在の下での立地。六つに、営業上の危険として、営利優先の運転である。

福島第一原発事故はこれらの危険が一気に顕在化したものであり、事故調査はこの視点からの検証が必要となっている。

◆住民運動の申し入れから

六重の危険については、一九七九年創立された「原発問題住民運動全国連絡センター」が一貫して政府や電力会社に申し入れを続けてきた。三・一

一の前四か月前の二〇一〇年二月二三日にも、電気事業連合会、原子力委員会、原子力安全委員会、原子力安全・保安院の四者に、六重の危険を指摘したうえで以下のような申し入れをしている。

——活動期に入った大地震に本格的に見舞われた際、これらの危険が一気に顕在化する恐れがあります。「原発震災」が警告される所以です。

私たちは、国と電力会社が、こうした日本の原発が歴史的に背負う根本的欠陥を直視し、「原子力は本来危険をはらんでいて、と口に出して言う態度」にあらため、万全な耐震対策と緊急時計画について緊急に確立することを要求します。(中略)

1. 活動期に入った大地震について

① 迫りくる大地震に対する日本の原発等への国民の不安について、みなさんは共有されますか？

② 原発等の大地震への備えはどうなっていますか？

③ 万全な耐震対策の緊急な確立を要求しますか？

2. 苛酷事故(シビアアクシデント)について

① 私たちは日本で苛酷事故を未然に防止することが最大かつ喫緊の課題と考えますが、この点の認識を共有されますか？

② どんな備えを取っていますか？ それで大丈夫ですか？ (以下略)

四者とも「共有できる」との回答はなかった。あれやこれや強弁をしながら、結論は判で押しつように「万全な対策を取っている」との回答であった。

◆被災地からの訴え

苛酷事故はついに起こされてしまった。その惨状は「日本史上、最大にして最悪の公害」となって、なんの罪もない人々を言葉では言い尽くせないほど苦しめ続けている。強制避難地域住民による裁判に続いて、この三月にも低線量被曝地域に住む私たちも提訴しようとしている。この裁判が求める核心は、多くの県民が故意的な不法行為によって放射線による緩慢な苦しみと不安を強いられていることへの断罪である。

□伊東達也氏のプロフィール

いわき市在住、原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員。元いわき市議・福島県議。

著作は、共著『これでいいのか福島原発事故報道』(あけび書房)がある。

日野自動車 被災者切り

被災者を切り捨てて残るものは？

東京 石島 淳

□事件のはじまり

Tさんは、日野自動車（本社東京都日野市）の期間従業員として羽村市にある工場で働いていました。羽村工場の近くにある会社の寮から毎日工場に出かけて仕事をしていました。

日野自動車との間では、期間を二〇一一年一月一四日から三カ月と定めて雇用契約を締結し、その後三カ月ごとに更新を繰り返してきました。そして、働きはじめてから一年あまり過ぎた二〇一二年の二月三日、Tさんは期間が満了となる二〇一三年一月三日をもって雇止めとする旨の通告を受けることになります。

Tさんは労働組合に相談をし、組合と会社との

団体交渉を通じて解決を図ろうとしました。しかし、通告をした会社の態度が変わることはなかったため、弁護士を頼ってやって来ました。

□Tさんのこと

事件について聞くなかで、Tさんの身の上についても教えてもらいました。

Tさんは、日野自動車で働く前は宮城県の石巻市でカキの養殖業を営んでいました。

もともと出身は岩手県でしたが、石巻の漁場の高齢化で若い後継者が不足していたところ、友人の勧めもあつて養殖業を始めることになったそうです。このあたりはよい漁場らしいので、Tさんの養殖業が軌道に乗っていれば、ひよつとしたら

Tさんの育てたおいしいカキを食べることができたくもありません。

しかし、二〇一二年三月の東日本大震災で石巻市は大きな被害を受けました。Tさんの自宅も被害を受け、またカキの養殖のためのいかだも津波で流されてしまいました。養殖業を再開するどころではありません。学校や公民館で避難生活を送っていました。とにかく収入の途を探さなければなりません。そんな折、仙台において日野自動車の採用面接があつたため、面接を受け日野自動車働くことになったのです。

□労災、雇止め、退寮期限

工場でのTさんの仕事は、生産ラインに自動車

の部品を供給するといったものでした。重いときでは一五キロになる部品箱をいくつも運んで供給する仕事です。

二〇二二年一〇月に仕事を始めて程なく、Tさんは腰などに痛みを覚えました。二月には会社の診療所に通院したりしながら、体をだましだまし仕事を続けていたのです。そして、二〇二二年九月に、部品を持ち上げた際に腰椎捻挫を発症してしまいました。なお、この腰のケガについては、二〇二三年一月に労災認定の通知を受けています。

会社はそんな状態のTさんに対し、二〇二三年一月二三日の期間満了をもって契約を終わらせると通告してきました。のちの団体交渉で明らかにされた雇止め理由は、作業に習熟しない、作業が遅いというものでした。しかしそれは仕事で腰をケガしたことが原因であり、Tさんのせいにはできないはずのものです。

Tさんは会社の寮に住み込みで働いていたので、雇止めにもなつて一月二〇日までに寮から退去することも求められました。

震災で住める家をなくし、石巻での仕事の見通しもないなか、退寮の期限が迫ってきました。

そしてTさんが八王子合同法律事務所に来たのが二月一〇日の昼前のことでした。これが冒頭の「事件のはじまり」につながるわけです。

□ 仮処分の申立て、記者会見

それからさつそく、事務所の弁護士四名がTさんの地位保全と賃金の仮払いの仮処分の申立てを準備しました。申立ての理由では、有期雇用契約を反復更新しており雇止めに関する法理（労働契約法一八条）に反していることに加え、震災被災者に対する非人道的行為であることを大きな柱にしました。

と同時にマスコミに対して記者会見の連絡も行いました。その日の夕方、裁判所へ申し立てのうち、Tさんと弁護士が事務所で記者会見に臨むこととなります。新聞社は四社が訪れ、質疑を含めて一時間ほどになりました。

翌日の新聞では大きく紙面を割いて取り上げられたことから関心の高さがうかがえると思います。

□ 組合の宣伝行動と住居の確保

連休が明けて一月一五日、Tさんを支援する労働組合のみなさんが日野自動車の羽村工場前で宣伝行動を行いました。

その後の団体交渉で、寮の退去期限を二月二四

日の第一回審尋期日まで延長することが合意されたそうです。

そして審尋の場で、会社側からは当日（二四日）から一両日中に退去を求める通知をする旨が言明されました。その一方で、力づくで追い出すことはいらない、自力救済が違法行為であることは当然認識しているということが確認されました。

これによって、当面Tさんは法的な手続きによらずに住むところを失うことはなくなり、住居の心配をせずに裁判を進められることになったのです。

□ やいじい

この事件では、Tさんのがんばりははじめ、弁護士による仮処分の申立て、マスコミの反響、組合のみなさんの宣伝行動の効果がそれぞれうまく噛み合つて少しずつ着実に成果を生みだしてきたと感じています。

こうした流れに乗って、ぜひともよい結果を迎えたいと思っています。

歴史に残る大事件には常に青法協の姿あり

気持ちを新たにした
北陸支部創立50周年記念レセプション

北陸 徳田 隆裕

1 青法協北陸支部は、一九六三年二月二日、全国八番目の支部として、北陸三県在住の一七名の会員によつて結成され、二〇一三年二月二日、創立五〇周年をむかえました。この五〇周年の節目の年に、諸先輩方とともに北陸支部五〇年の歴史を振り返り、これから先の北陸支部のますますの発展をめざして、創立五〇周年記念レセプションを開催しました。

2 このレセプションの目玉は、北陸支部の偉大な諸先輩方によるパネルディスカッションです。パネリストは、菅野昭夫先生(金沢・二〇期)、山本直俊先生(富山・二六期)、円居愛一郎先生(福井・三七期)、名古屋道功先生(金沢大学教授)で、コーディネーターは橋本明夫支部長(金沢・四〇期)です。

菅野先生は、青法協北陸支部の会員が市民運動のあらゆる側面に深く関与し、その中心を担ってきた伝統について語られました。北陸支部の会員は、イタイイタイ病裁判の中心を担い、その後、北陸スモン訴訟においても、イタイイタイ病で培った大衆的裁判闘争の戦略を活かし、全国のスモン訴訟初の原告勝訴判決を獲得し、そして、もんじゅ訴訟と志賀原発訴訟の二つの原発訴訟で、全国で唯一原告勝訴判決を勝ち取りました。また、

四名のパネリスト。左から円居愛一郎氏、山本直俊氏、菅野昭夫氏、名古屋道功氏



現在でも小松基地訴訟や福井女子中学生殺人再審事件など困難な事件に不屈の魂で取り組むという北陸支部の伝統は全国に誇れるべきものであると、菅野先生は熱く語られました。

山本先生は、イタイイタイ病の裁判や運動において、北陸支部の会員が果たしてきた役割について語られました。当時、北陸支部の若手弁護士が中心となり、「戸籍をかけるたたかい」という悲壮

な覚悟で提訴に踏み切った被害者たちを真摯に支え、四大公害裁判で初の勝訴判決を勝ち取りました。その後も、北陸支部の会員は、患者救済・土壌復元・発生源対策の三本柱のイタイイタイ病運動を展開し、最近になり、ようやく汚染された土壌が自然界レベルに還元されました。

円居先生は、北陸支部の会員として、看護士の過労死事件に関わり、当時では過労になればその



パネルディスカッションの様子。コーディネーターは橋本明夫支部長(左)

分、耐性がつき、過労では死なくなると言われていたそうで、そのような状況でも、他の会員とともに知恵を出し合いながら、見事、勝訴的和解を勝ち取ったことを語られていました。また、円居先生は、北陸支部の会員として、弁護士九条の会の活動に積極的に取り組み、その活動の一環として、自衛隊のイラク派遣反対についての新聞の投書をされたそうです。たとえ新聞の投書のような小さなことでも、みんなが声をあげなければ世の中は変わらない、小さなことでもたくさん行うことで大きな力になると、円居先生は語られていました。

名古屋先生は、研究者が青法協に参加する意義は、研究を机上の空論に終わらせることなく、具体的事件から法理論がどのように関わっているのかを実感でき、また、実務家は、研究者から法理論を学び、法的主張を補強していくことができ、研究者と実務家が互いに協力することで人権を擁護する活動ができると語られました。

3

そして、四名のパネリストは一樣に昨今の憲法改悪の動きに警鐘をならしておりました。反テロリストに名をかりて、憲法九条の歯止めをなくし、日本は戦争する国になりつつあるということでした。

憲法を守る勢力は、多勢に無勢な状況かもしれませんが、若い青法協の会員こそが、危機にさらされている平和・民主主義・人権を守る活動を会員以外の人たちも巻き込んで積極的にやっていくべきであると四名のパネリストから激励をうけました。

4

私は、新六三期で青法協北陸支部の事務局長という大役を任せておりますもの(おそらく全国で一番若い事務局長だと思います)、「そもそも青法協とは何ぞや?」という疑問を少なからず抱いていました。今回、四名のパネリストのお話を聞き、歴史に残る大事件には常に青法協の弁護士姿があり、青法協の弁護士が日本の平和・民主主義・人権を守ってきたのだと実感しました。不屈の精神で難事件に果敢に取り組み、そして勝利を収めてきた北陸支部の偉大な諸先輩方の活動に尊敬の念を抱くとともに、北陸支部が築き上げてきた伝統を脈々と承継し、平和・民主主義・人権を守る活動に積極的に取り組んでいかなければならないと、気持ちを新たにしました。近年は、北陸支部の活動は停滞気味でしたが、この創立五〇周年記念レセプションを起爆剤に、活動を盛り上げていかなければと強く思いました。

業務委託労働の現場で団交ルール確立！

八王子市学校施設開放員事件

東京 和泉 貴士

一 はじめに

学校施設開放員の労働者性をめぐり中央労働委員会において争われていた八王子市学校施設開放員事件が、二〇一二年二月二〇日に和解除しました。二〇一二年二月に東京都労働委員会において八王子市の団交応諾義務を認めて組合側が勝利した事案ですが、八王子市が中央労働委員会に再審査申立を行い団交応諾義務の有無が争われてきました。最終的には、今後の労働条件および契約形態について、市と組合との間で事実上の交渉を継続することを双方確認し和解することとなりました。

学校施設開放員は、契約書上は雇用ではなく業務委託という形で業務を行っています。このよう

な業務委託労働者について団体交渉のルールが確立された点は評価できるものと思われま

す。なお、弁護士は同じ八王子合同法律事務所の尾林芳匡弁護士、與那嶺慧理弁護士と当職です。

二 学校施設開放員事件の概要

1 学校管理員の業務

学校施設開放員は、夜間や休日などに、①学校内の警備巡回、②学校施設開放時の施設・用具の貸し出し業務、③施設の施設等の点検、④学校教職員が不在の時間帯には電話・来客・緊急時の対応等、⑤生徒が忘れ物を取りに来た場合は、教室までの付き添い等を行うことを業務としています。二〇〇九年度までは「学校管理員」の名称で

八王子市に非常勤嘱託員として任用されていた。

2 契約切り替えを契機に都労委へ

二〇一〇年一月、八王子市教育委員会は、それまでの「学校管理員」を、個人委託契約による「学校施設開放員」に変更しました。業務内容や勤務形態の実態は従来と同じでありながら、契約書のタイトルが「任用」から「業務委託」に変わるだけで、賃金（委託料）を大幅に切り下げられ（月額七万円減収）、年次有給休暇・労災保険も廃止することとなったのです。これによって市の人件費は試算によると九〇〇〇万円ほど削減されたものと思われま

す。納得できない労働者は、組合（東京公務公共一般労働組合学校施設開放員分会）を結成し、八王

子市に団体交渉を要求、これに対し市は、「労働者ではない」として、団体交渉を拒否しました。組合は不当労働行為にあたるとして都労委への救済命令申立を行いました。争点は、新国立劇場事件、イナックスメンテナンス事件など、最高裁で逆転勝訴判決が相次ぎ話題となった、「労組法上の労働者性」です。

3 都労委では組合側が完勝！

都労委命令の特徴は、契約の切り替え前後での業務内容の同一性を詳細に検討し、労働者性判断の考慮要素とすることです。学校管理員の業務内容と学校施設開放員の業務内容の同一性を詳細に検討したうえで、「新開放員は、非常勤特別職の市職員である学校管理員と実質的に変わらない業務を行っているといえる」と述べ、業務委託への切替え前後で業務内容が変わらないと認定しました。そのうえで、近時最高裁判例の判断枠組みにしたがって労働者性の各判断要素の検討を行い、①事業組織への組み入れを肯定し、②契約内容は市が一方的に決定したとし、③委託料は労務に対する対価であるとし、④市による時間的場所的拘束を肯定し、いずれの諸要素も労働者性を肯定する方向で認定できると述べました。本件命令が契約切り替え型の業務委託において労働者を守る武器となることを期待したいと思います。

4 中労委でのたたかい

八王子市は都労委の命令を不服とし、面子をかけて中労委で争うこととしました。しかし、申立の当初の段階で委員から「申し立ての意味がよく分からない」といった発言が出るなど、組合側のペースで調査は続きました。後述する法廷外でのプレスチャーも相まって、市内部でも強硬派の意見が徐々に弱まり、最終的には和解することとなりました。和解内容は、「再審査申立人(市)は、新学校施設開放員制度の平成二五年度以降のあり方(契約及びその内容)について、再審査被申立人(組合)と誠実に協議を行い、一方的に決定しないよう最善の努力をする」というものです。

三 法廷外での攻防

学校施設開放員事件の最大の特徴は、法廷の外での攻防についても、都労委の命令以降、一貫して組合側ペースで進めることができた点にあります。

1 組合員の激増

都労委命令が新聞に掲載されて以降、当初は五名だった組合員が三〇名以上に激増しました。これは、もともと多くの組合員が八王子市の強引

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。


●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

な契約変更に不満を有していたためだと思われる。この人数増加が八王子市に与えたプレッシャーは大きかったと考えています。

2 市議会議員による、八王子市への

申し入れ

都労委命令を受けて、組合は市議会議員への陳情を行いました。多くの市議が都労委命令に反して団交を拒み続ける八王子市の態度は疑問であると述べ、過半数を超える市議が、超党派で八王子市に対し学校施設開放員との団体交渉に応じるよう申し入れを行うという事態になりました。

また、市議が議会で中労委での市側弁護士の手金額を質問するなど、紛争を長引かせる市の姿勢に対する批判を行い、世論で市を包囲する作戦が的中しました。

これにより、当初は労働者性を依然として否定し断行拒否を続ける構えを採っていた市の姿勢が徐々に軟化していきました。

3 教育委員会内部の人事

これら法廷外の攻防の結果、教育委員会内部の強硬派が徐々に発言力を失っていったようです。契約の切り替えを主導した人物が団体交渉の席に参加しなくなり、和解の機運が進みました。

四 これからの団交での獲得目標

八王子市の最終的な狙いは、学校管理員業務をすべてシルバー人材センターに委託し、人件費をさらにカットすることです。しかし、本来ボランテニアであるシルバー人材センターが労働者の職場を奪うことは認められません。例えば、埼玉県三郷市では、労働局からの是正指導を受けてシルバー人材センターが受託業務を辞退しています（『週刊東洋経済』二〇一〇年一月二日付）。このシルバー人材への業務委託の流れを確実に止めなければなりません。

また、契約内容の一方的変更や雇い止めのリスクは減少したものの、学校施設開放員の皆さんにとって、契約切り替え前の労働条件に戻ったとは到底言うことができない状態です。組合員の皆さんはより良い労働条件を求めてこれからも粘り強い交渉を続けることが求められます。弁護団も組合と協力して今後ともたたかい続けようと考えています。



▼残酷なテロリストの事件がマスコミを賑わしている。目的のためなら手段を選ばないその思想は正当化できるものではないが、人間を非人間的行為に駆り立てるその動機には、相当強烈な経験が作用しているに違いない。それはいつたどのような経験なのだろうか。調停や交渉では常に「人は自分の経験でしか物事を発想し得ない」という命題を感じる。▼ところで、ネット社会の進展により、世界規模での知識の共有が実現しつつある。公共の情報だけではなく、専門家の知見や経験、一般人のお好みやニュースまでネットを通じて入手が可能である。▼さらに進んで全ての人類が生まれてから経験する全ての情報を記録し、共有し、瞬時に理解することのできる人工頭脳が完成すれば、ありとあらゆる紛争は消失するのではなからうか。相手方がなぜそう考えるのかという理由が、自分の経験と同様の密度で瞬時に理解できる社会、「人類知」を共有できる社会は、決して夢物語ではないと思うのである。

(町田止裕)